

答申第22号

令和元年7月30日

綾瀬市長 殿

綾瀬市情報公開審査会

会長 永山茂樹



行政情報非公開決定に対する審査請求について（答申）

平成31年4月2日付けで諮問された平成29年度地域振興施設検討調査業務アンケート回答表に係る非公開決定の件（諮問第25号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成29年度地域振興施設検討調査業務アンケート回答表について、非公開とした決定は妥当である。

## 2 審査請求人の主張要旨

### (1) 審査請求の趣旨について

審査請求の趣旨は、綾瀬市長が平成30年12月28日付けで、平成29年度地域振興施設検討調査業務アンケート回答表について、綾瀬市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第4号に該当する行政情報として、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼす恐れがあるため非公開とした処分に対して、文書の公開を求めるというものである。

### (2) 審査請求の理由及び意見について

審査請求人の主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

ア 市行政に対する一般的なアンケート調査の自由記載部分については、個人が特定される情報を除いて全てを公開されたい。

イ 市民にアンケートを依頼する場合には、個別に公表しないとの文言は情報公開制度の観点からも記載すべきでない。

ウ 以前実施されたアンケート調査では、行政側が都合良く情報操作していたことがあり、今回の処分に関しては不適切な情報操作の発覚を逃れるために非公開としているのではないかと疑い、審査請求を行った。

エ アンケートの自由記載部分を集計した資料は、行政情報公開請求によらず、審査会の前に提供されたので、公開請求当初から適切に対応すべきである。

## 3 実施機関（都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成29年度地域振興施設検討調査業務アンケートは、地域振興施設等の整備について市民の意見や要望を把握し、施設の継続性、収益性等を検証するための基礎資料として活用するために実施したアンケートで、実施に当たり「統計的に処理し、ホームページ等で公表させていただきますが、個別に公表したり、本調査の目的以外には使用いたしません」として市民に回答をお願いしたものである。

- (2) アンケートの自由意見部分については、個人の思想等も含めて自由に記入できることから集計結果に含まれていないが、それ以外の項目については回答結果を全て集計した報告書の全部を請求人に公開している。
- (3) アンケートの実施に当たっては、市民に対して個別に公表しない旨を明記した上で協力をお願いしていることから、公開することで市民との信頼関係が損なわれてしまうことになる。また、公開の諾否を付していなかったとしても、回答内容が公開されるとなれば、今後のアンケート調査等への協力を得ることが困難になるだけでなく、率直な意見を得ることができなくなるなど、多様な意見の聴取及び要望の傾向把握というアンケート実施の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 4 審査会の判断理由

当審査会は、本件行政情報並びに審査請求人及び実施機関の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

##### (1) 本件行政情報について

本件行政情報は、地域振興施設の実現可能性を検証するに当たり、平成29年度において市民を対象に行い、回収したアンケートの回答内容である。

##### (2) 本件処分について

ア 本件アンケートは、回答の公表方法について個別の公表、回答内容の調査目的以外の使用を行わないことを条件として実施しているものである。

イ 本件行政情報は、上記の条件に基づいて個別には公表されないことを期待して市民が回答したものであり、その期待に反して、これを個別に公表した場合には、今後市が行うアンケートの実施に支障を及ぼすおそれがあることは明らかであり、条例第7条第4号に該当する。

ウ 市が市民を対象に意識調査やアンケートを実施する場合、一律にあらかじめ個別に公表しないとするべきではなく、アンケートの目的や内容に基づいて公表すべきかを個別に決定すべきである。また、情報公開請求の際には、公開請求に係る行政情報以外の関連する他の行政情報を提示するなど情報公開制度の重要性を認識し、不信感を持たれないよう真摯に対応されたい。

エ 本件処分については、既に提供された自由記載部分の集計結果により、請求

人の情報公開請求の目的は達成されたものと解するが、本件を通じて市職員の情報公開制度に対する認識と姿勢が不十分であった点は指摘しておきたい。

以上により、本件で公開を求める情報については、条例第7条第4号に該当し、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	処理内容
平成31年 4月 2日	○諮問
令和 元年 6月11日 (第1回審査会)	○審議

#### 綾瀬市情報公開審査会委員名簿

氏名	備考
鈴木隆徳	
鈴木真理子	
永山茂樹	会長
西木昌子	
牧浦義孝	会長職務代理者